

判決年月日	平成20年8月28日	担当 部	知的財産高等裁判所 第3部
事 件 番 号	平成20年（行ケ）10069号		
○意匠に係る物品を「研磨パッド」とする意匠登録出願の拒絶査定不服審判請求について創作容易性（意匠法3条2項）を理由に審判請求不成立とした審決を取り消した事例			

（関連条文）意匠法3条2項，59条

原告は，意匠に係る物品を「研磨パッド」とする意匠登録出願をしたが，拒絶査定を受け，拒絶査定不服審判を請求したが，創作容易性（意匠法3条2項）を理由に審判請求不成立とする審決を受け，審決取消訴訟を提起した。

本判決は，審決には，本願意匠の構成の認定の誤り，及び創作容易性の判断の誤りがあると判断し，審決を取り消した。

本判決は，本願意匠の構成の認定の誤りについて，次のとおり判示した。

「審決は，研磨パッドに設けられた溝に着目し，溝の構成，配列，態様によって本願意匠を認定した。確かに，本願意匠において，研磨面に現れた溝の形状は，視覚を通じて美感を起こさせる要素の一つといえる。しかし，本願意匠においては，正面の研磨面全体に規則的に複数の溝が交差して設けられ，研磨面全体が，溝によって複数の区切られ，区切られた各研磨部は，特有の形状を呈している。溝によって区切られた各研磨部の形状は，溝の構成，配列と密接不可分な関係があるが，溝の構成，配列のみが見る者に対して視覚を通じた美感を起こさせる構成要素であるというべきではなく，むしろ，本願意匠においては，正面視における各研磨面の形状が，見る者に対して，強い印象を与える特徴部分であるというべきである。以上のとおり，審決は，溝によって区切られて形成される各研磨面の形状を認定しなかった点において誤りがある。」

本判決は，創作容易性の有無について，次のとおり判示した。

「本願意匠と全く同じ形状の物品や模様が従前存在したことは認められないし，本願意匠は，従前存在した意匠とは美感を異にするものである。従前存在した意匠の中で，本願意匠の各研磨面の形状と共通するところが最も多いと考えられるのは，乙7の舗装ブロックであるが，前記(2)オ(イ)のとおり，本願意匠の研磨パッドに係る当業者の間で前記舗装ブロックの形態が広く知られていたとは認められない。そして，従前存在した意匠の状況，同様の意匠が存在する分野と本願意匠の属する分野との関係などをも参酌し，本願意匠について，溝の構成，配列，態様，各研磨面の形状など個別の構成要素及びそれらの結合としての意匠全体の呈する美感を考慮すると，本願意匠には，意匠登録を認めるに足りる程度の創作性を肯定することができる。」